

事 務 連 絡
平成21年5月22日

都道府県
各 指定都市 保育主管課 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

新型インフルエンザ対応における臨時休業解除等に当たっての留意点について

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（平成21年5月22日）が示されたことを踏まえ、臨時休業を実施した保育施設において、保育を再開するに当たり、都道府県においては、下記に留意するとともに、管内市町村及び保育施設への周知徹底をお願いします。

なお、市町村においては、今後も感染拡大を防止するため、インフルエンザ様症状の流行状況及び管内保育施設における入所児童の状況を把握し、都道府県等と連絡を密にして適切に対応するよう重ねてお願いします。

また、本文の3及び4については、臨時休業を実施した保育施設以外の施設においても児童の健康状態の把握や施設内の衛生管理の参考になりうることから、必要に応じ、管内の保育施設に周知するようお願いします。

記

1. 臨時休業の解除等に関する留意事項

市町村は、臨時休業を実施した保育施設に対し、臨時休業の解除を検討するに当たって次の対応を行うこと。

- (1) 臨時休業中における入所児童及びその家族並びに職員の健康状態を確認すること。
- (2) (1)の結果、入所児童及びその家族並びに職員の感染又は感染の疑いの有無等の状況を踏まえ、2～4の記載事項に掲げる感染防止策の徹底を前提とした上で、保育を再開すること。

2. 保育再開にあたっての留意事項

保育施設は、保育再開にあたり、以下の事項に留意すること。

- (1) 個々の児童の月齢や年齢等により体力や病気に対する抵抗力等が異なることに留意し、入所児童の健康状態等に十分配慮の上、引き続き感染防止に努めながら保育を実施すること。
- (2) インフルエンザ様症状及び体調不良の児童並びに家族にインフルエンザ様症状が認められる児童については、登園をひかえるよう保護者に周知すること。
- (3) インフルエンザ様症状を有する職員については、出勤をひかえるよう指導すること。
- (4) 事業者等の協力を得て、家庭等での保育が可能な児童については、当分の間、登園を自粛していただくなど、感染防止に係る協力を保護者をお願いすること。
- (5) 保育施設における集団での活動や行事などの開催等については、当該地域での感染状況などに留意し、必要に応じ、規模の縮小や延期等を考慮すること。

3. 入所児童及び職員等の健康状態等の把握と対応について

市町村及び保育施設においては、入所児童及び職員等の健康状態の把握を確実にを行うために、以下の事項に留意すること。

- (1) 市町村は、様式2（欠席事由別の人数）等を使用し、入所児童の欠席状況等について把握すること。また、その結果を感染拡大防止等に活用すること。
- (2) 保育施設は、様式1（健康シート）等を使用し、入所児童及びその家族の健康状態を把握するとともに、様式2等を用いて、市町村に報告すること。また、様式1等を活用し、職員の健康状態を把握すること。
- (3) 保育施設は、下記の事項に十分留意して、健康状態の把握、家庭及び職員間の情報共有、体調不良児等への対応を適切に実施すること。

【健康状態の把握】

- ・ 保護者記入の健康シートによる入所児童の健康状態の把握
- ・ 入所児童の平熱の把握と検温による体温の把握
- ・ 登所時及び保育中の健康観察と記録
(機嫌、食欲、顔色、喉や皮膚の状態、活動性 等)

- ・ 入所児童の欠席事由別人数の把握と市町村への報告

※健康シートの提出及び市町村への欠席事由別人数の提出は、保育再開後、約2週間とするが、必要に応じて市町村で判断し、延長する。

【家庭及び職員間の情報共有】

- ・ 登園時における健康シートの確認と保護者からの聴き取りによる児童の健康状態等の確認
- ・ 降園時における保護者への伝達や情報提供
- ・ 健康観察の結果を職員間で共有
- ・ 記録に基づく保育の引き継ぎ（時間外保育等保育担当者が変わる場合）

【体調不良児への対応】

- ・ 体調不良児の保護（原則として別室に隔離）
- ・ 保護者への連絡と症状の説明。適宜、囑託医等に相談。必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、その指示に従う。
- ・ 体調不良児に接する職員は、マスク、手袋等を着用するとともに、看護師が配置されている場合には、その専門性を活かした対応を図る。
- ・ 体調不良児の症状等を記録するとともに、濃厚に接触した職員及び児童についても記録をとっておくこと。
- ・ 体調不良児の保護者に対して保健所への相談、または医療機関への受診を勧奨し、その結果の報告を要請する。

4. 衛生管理の徹底と衛生指導について

普段から施設内の保健的環境の維持及び向上に努めることが重要であり、別添に記載している事項に十分留意し、保育施設における衛生管理の徹底を図ること。

また、日常の保育の中で、入所児童の年齢や発達に応じて、入所児童自身が健康な生活をおくるために適切な行動がとれるよう計画的に保育すること。

〈別 添〉 保育施設における衛生管理

【保育室】

- ・ 適切な室温・湿度を保ち、換気を行う。
- ・ 空気感染を防ぐため、冷暖房器・加湿器・除湿器等の清掃を行う。
- ・ 床・棚・窓・テラスの清掃を行う。
- ・ 水まわりは、蛇口・水切り籠や排水口の清掃も行う。特に蛇口は汚れやすいので、丁寧に清掃を行う。
- ・ 歯ブラシは、適切な消毒（熱湯・日光・薬液）をするなどして個々の接触がないよう、清潔に保管する。
- ・ 直接口に触れる乳児のおもちゃは、その都度湯等で洗い流し干す。また、感染予防のため、午前・午後とおもちゃの交換を行うなどの配慮をする。その他のおもちゃは定期的に水(湯)洗いや水(湯)拭きを行う。

【食事・おやつ】

- ・ 衛生的な配膳・下膳を心がける。
- ・ 子ども、職員共に手洗いを確実にし、個別タオルやペーパータオルで手を拭く。
- ・ テーブルは、消毒液で拭く。
- ・ 使用後はテーブル・椅子・床などに食べこぼしのないよう清掃する。

【調乳室】

- ・ 調乳の手順等を示し、衛生管理に十分注意する。
- ・ 入室時の白衣（エプロン）の着用及び手洗い。
- ・ 調乳器具の消毒。

【寝 具】

- ・ 個別の寝具にふとんカバーをかけて使用する。
- ・ 定期的にふとんカバーは洗濯をする。
- ・ 定期的にふとん乾燥（日干しなど）を行う。

【手洗い】

- ・ 外遊びの後・トイレの後・食事の前などに石鹸での手洗いを励行し、感染予防に努める。正しい洗い方やその手順を提示する。
- ・ 年齢に応じて計画的に実行できるように習慣付ける。

例)

0～1歳児……石けんで手を洗ってもらう

2～3歳児……石けんで手を洗ってもらう

見守られて石けんで手を洗う
4～6歳児……見守られて石けんで手を洗う
自分で清潔にすることを意識し手を洗う

【うがい】

- ・手洗いとともにうがいを励行して、感染予防につとめる。

【職員の衛生管理】

- ・職員が感染を媒介しないよう必要に応じてマスクを着用する。
- ・清潔な服装と頭髪を心がけ、爪は短く切る。
- ・保育中の確実な手洗いと個別タオルでの手拭きを徹底する。

【保育施設における消毒】

- ・消毒液を正しく使用して感染を防ぐとともに、保育環境を清潔に保つ。
- ・消毒液の用途や使用法を正しく理解し、適切に使用する。
- ・消毒液や薬品の保管場所や保管方法に十分注意する。

1. 消毒薬の種類と用途

薬品名	次亜塩素酸ナトリウム (ピューラックス・ミルトン)	逆性石けん (オスパン)	消毒用アルコール
適応対策	衣類 歯ブラシ おもちゃ 哺乳瓶	手指 便器 トイレのドアノブ	手指 おもちゃ 便器 トイレのドアノブ
消毒の濃度	通常200~300倍希釈液 汚れを落とした後薬液に30分浸し洗う	通常100~300倍希釈液 石けんで手洗いし十分にすすいだ後、 逆性石けんを使って手を洗う	薄めず使う 手洗い後、アルコールを含ませ た脱脂綿やウエットティッシュ で拭き、自然乾燥させる
留意点	漂白作用がある 金属には使えない	一般の石けんと同時に使うと効果が なくなる	手あれに注意 ゴム製品・合成樹脂などは、変 質するので長時間浸さない
有効菌	多くの細菌 真菌 ウィルス(エイズ・B型肝炎含む) MRSA	多くの細菌 真菌	多くの細菌 真菌 ウィルス(エイズを含む) 結核 菌 MRSA
無効菌	結核菌 一部の真菌	結核菌 大部分のウィルス	B型肝炎
その他	便・汚物で汚れたら、良くふき取りピ ューラックス300倍液で拭く	逆性石けん液は、毎日作りかえる	

2. おもちゃの消毒

	清潔方法	消毒方法
ぬいぐるみ 布類	定期的に洗濯 日光消毒(週1回程度) 汚れたら随時洗濯	便・吐物で汚れたら、汚れを落とし、ピューラ ックス300倍希釈液に浸し洗う
洗えるもの	定期的な流水で洗い日光消毒 ・乳児がなめたりするものは、毎日洗う ・乳児クラス週1回程度 ・幼児クラス3ヶ月に1回程度	吐物で汚れたものは、ピューラックス300倍希釈 液に浸し日光消毒する
洗えないもの	定期的な湯ふき、または日光消毒 ・乳児がなめたりするものは、毎日ふく ・乳児クラス週1回程度 ・幼児クラス3ヶ月に1回程度	吐物で汚れたら、良くふき取りピューラックス3 00倍希釈液で拭き、(結膜炎の流行時には消毒用 アルコールで拭き)日光消毒 ☆塩素分やアルコール分は揮発する

*0.02%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液 = 原液濃度約5%次亜塩素酸ナトリウム 300倍消毒液

3. 手指の消毒

通 常	流水、石けんで十分手洗いする
感染症発生時	流水、石けんで十分手洗い後消毒をする
備 考	<p>毎日清潔な個別タオル、またはペーパータオルを使う</p> <p>食事その他のタオルとトイレ用のタオルを区別する (消毒)</p> <p>手指専用消毒液を使用すると便利</p> <p>→消毒用アルコールスプレー ウェルパス オスバンウォッシュ ヒビスコール ベルコムローション</p>

4. 次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法

☆次亜塩素酸ナトリウムは、多くの細菌・ウイルスに有効です(結核菌や一部の真菌では無効)		
次亜塩素酸ナトリウム(市販の漂白剤 塩素濃度約5%の場合)の希釈方法		
消毒対象	濃度(希釈倍率)	希釈方法
便や嘔吐物が付着した床 衣類などの浸け置き	0.1% (1000 ppm)	1Lのペットボトル1本の水に20ml(ペットボトルの キャップ4杯)
食器などの浸け置き トイレの便座やドアノブ、手すり床等	0.02% (200 ppm)	1Lのペットボトル1本の水に4ml(ペットボトルの キャップ1杯)

★1回の消毒に使用しやすい1Lの希釈方法を掲載する

別添：「保育園における感染症の手引き」《平成20年度児童福祉関連サービス調査研究等事業》「保育所における保健予防対策についての調査研究」(平成21年3月。主任研究者：日本保育園保健協議会会長、鴨下重彦)より抜粋

保育施設における欠席事由別の人数

様式2

都道府県名

市町村名

保育施設名

年月日	曜日	入所児童数	出席児童数	欠席児童数	欠席事由別の人数					備考
					① 新型インフルエンザの感染	② 感染症（新型インフルエンザを除く）の罹患	①、②以外の体調不良（風邪など）	体調不良以外の都合等	インフルエンザ流行による登園自粛	

保育施設入所児童と家族の健康シート

くみ (歳)

なまえ

○ 保育施設に入所しているお子さんの状況

- | | | |
|------------------|----|--------|
| ・ 今朝の体温 | | _____℃ |
| ・ 咳がでる | はい | いいえ |
| ・ 鼻水・鼻づまりがある | はい | いいえ |
| ・ 嘔吐がある | はい | いいえ |
| ・ 下痢をしている | はい | いいえ |
| ・ 顔色がわるく元気がない | はい | いいえ |
| ・ その他風邪のような症状がある | はい | いいえ |

⇒ どのような症状ですか? _____

○ 家族の状況

- | | | |
|----------------------|----|-----|
| ・ 熱のある人がいる | はい | いいえ |
| ・ 咳のでる人がいる | はい | いいえ |
| ・ その他風邪のような症状のある人がいる | はい | いいえ |

⇒ どのような症状ですか? _____

※ 職員の健康状態についても同様に活用すること。